

関係参考資料

令和6年10月11日
個人情報保護委員会事務局

国内他法令における調査権限（課徴金対象行為関係）①

(個人情報保護委員会事務局調べ)

		(参考) 個人情報保護法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独禁法） (昭和22年法律第54号)	金融商品取引法 (昭和23年法律第25号)	
行政調査	根拠条文	第146条第1項	第47条第1項	第177条	
	要件	「第四章…の規定の施行に必要な限度」	「事件について必要な調査をするため」	「課徴金に係る事件について必要な調査をするため」	
	内容	報告徴収等	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱事業者等その他の関係者に対して、個人情報等の取扱いに関し、必要な報告又は資料の提出を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴する。 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置く。 	<ul style="list-style-type: none"> 事件関係人若しくは参考人に出頭を求め、質問をし、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴する。 事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置く。 公務所又は公私の団体に照会し必要な事項の報告を求める。
		立入検査	<ul style="list-style-type: none"> その職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入り、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する。
		その他	—	<ul style="list-style-type: none"> 鑑定人に出頭を命じて鑑定させる。 	—
罰則	個人：50万円以下の罰金（第182条第1号） 法人：50万円以下の罰金（第184条第2号）	個人：1年以下の懲役又は300万円以下の罰金（第94条） 法人：2億円以下の罰金（第95条第1項第3号）	検査拒否等：6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はその併科（第205条第6号）（法人の場合も50万円以下の罰金（第207条第1項第6号）） 不出頭、物件不提出等：20万円以下の罰金（第205条の3第1号、第2号）		
犯則調査	—	<ul style="list-style-type: none"> 裁判官の発する許可状により、臨検、搜索又は差押え（第102条）を行うこと等ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 裁判官の発する許可状により、臨検、搜索又は差押え（第211条）を行うこと等ができる。 		

国内他法令における調査権限（課徴金対象行為関係） ②

(個人情報保護委員会事務局調べ)

		公認会計士法 (昭和23年法律第103号)	不当景品類及び不当表示防止法 (景品表示法) (昭和37年法律第134号)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (薬機法) (昭和35年法律第145号)	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 (スマホソフトウェア競争促進法) (令和6年法律第58号)	
行政調査	根拠条文	第33条	第25条第1項	第69条第5項	第16条第1項	
	要件	「事件について必要な調査をするため」	「この法律を施行するため必要があると認めるとき」	(課徴金納付)「命令を行うため必要があると認めるとき」	「事件について必要な調査をするため」	
	内容	報告徴収等	<ul style="list-style-type: none"> 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴する。 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置く。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 課徴金対象行為者又は課徴金対象行為に関して関係のある者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、又は帳簿書類その他の物件の提出を命じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事件の関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴する。 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置く。
		立入検査	<ul style="list-style-type: none"> 事件に関係のある事務所その他の場所に立ち入り、事件に関係のある帳簿書類その他の物件を検査する。 	<ul style="list-style-type: none"> その職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる。 	<ul style="list-style-type: none"> その職員に、課徴金対象行為者又は課徴金対象行為に関して関係のある者の事務所、事業所その他当該課徴金対象行為に関して関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は当該課徴金対象行為者その他の関係者に質問させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事件の関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査する。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 鑑定人に出頭を命じて鑑定させる。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 鑑定人に出頭を命じて鑑定させる。
罰則	個人：30万円以下の過料（第55条） 法人：30万円以下の過料（第55条）	個人：1年以下の懲役又は300万円以下の罰金（第47条） 法人：300万円以下の罰金（第49条第1項第2号）	個人：50万円以下の罰金（第87条第13号） 法人：50万円以下の罰金（第90条第2号）	個人：1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金（第51条） 法人：2億円以下の罰金（第54条第2項第2号）		
犯則調査	—	—	—	—		

※ 景品表示法においては、課徴金納付命令に関し、事業者がした表示が優良誤認表示（第5条第1号）に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。そして、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該表示は優良誤認表示と推定される（第8条第3項）。

(参考) 行政調査権限 (課徴金関係) に係る条文

(参考) 個人情報保護法	独占禁止法	金融商品取引法
<p>(報告及び立入検査) 第百四十六条 委員会は、第四章…の規定の施行に必要な限度において、…個人情報取扱事業者等…その他の関係者に対し、…個人情報等…の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p>	<p>第四十七条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。 	<p>(課徴金に関する調査のための処分) 第百七十七条 内閣総理大臣は…課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事件関係人若しくは参考人に出頭を求め、質問をし、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。 二 事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。 三 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。 <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。</p>

公認会計士法	景品表示法	薬機法	スマホソフトウェア競争促進法
<p>(調査のための権限) 第三十三条 内閣総理大臣は…事件について必要な調査をするため、当該職員に次に掲げる処分をさせることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。 三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。 四 事件に関係のある事務所その他の場所に立ち入り、事件に関係のある帳簿書類その他の物件を検査すること。 	<p>第二十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>	<p>(立入検査等) 第六十九条 (略)</p> <p>5 厚生労働大臣は、第七十五条の五の二第一項の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、…課徴金対象行為者又は…課徴金対象行為に関して関係のある者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に、当該課徴金対象行為者若しくは当該課徴金対象行為に関して関係のある者の事務所、事業所その他当該課徴金対象行為に関して関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは当該課徴金対象行為者その他の関係者に質問させることができる。</p>	<p>(調査のための処分) 第十六条 公正取引委員会は…事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をさせることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該事件の関係人若しくは参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。 四 当該事件の関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

国内他法令に基づく課徴金納付命令等の実績

➤ 公表情報により確認できた、平成28年度以降の課徴金納付命令の実績は以下のとおり。

(単位：名(対象者数。独占禁止法、金融商品取引法及び公認会計士法)又は件(景品表示法))

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
独占禁止法	32	32	18	37	4	31	21	16
金融商品取引法	49	32	41	50	20	27	30	21
公認会計士法	0	0	0	0	0	0	0	1
景品表示法	1	19	20	17	15	15	17	12

※1 消費者庁「消費者白書」(平成29年版～令和6年版)、公正取引委員会「公正取引委員会年次報告」(平成28年度～令和5年度)、金融庁「課徴金納付命令等一覧(平成28年度～令和5年度)」を元に個人情報保護委員会事務局において作成。

※2 葉機法については、平成28年度以降の課徴金納付命令の実績は確認できなかった。なお、スマホソフトウェア競争促進法の課徴金制度は未施行(公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行予定。(ただし、一部の規定を除く。))。

➤ 公表情報により確認できた、平成28年度以降の犯則調査権限を用いた調査による刑事告発の実績は以下のとおり。

(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
独占禁止法	0	1	0	0	1	0	1	0
金融商品取引法	7	4	8	3	2	8	8	4

※ 公正取引委員会「公正取引委員会年次報告」(平成28年度～令和5年度)、金融庁「告発事件の概要一覧表(令和6年3月末現在)」を元に個人情報保護委員会事務局において作成。

➤ 諸外国の制裁金の執行等の状況は以下のとおり。

(単位：件)

	2020年	2021年	2022年
ドイツ	246	290	453
フランス	11	17	19
イタリア	56	172	149
英国	-	7	22

(個人情報保護委員会事務局調べ)

※ドイツは、GDPR第58条第2項(i)に基づく制裁金通知件数。ドイツにはGDPR第51条（監督機関）第1項に基づく個人データ保護機関として、連邦データ保護機関（BfDI）と16の州データ保護機関（LfD）の合計17機関があり、本数値は各機関の件数を合計したもの。

※フランスは、「制裁金」及び「制裁金を伴う是正命令」の件数を合計したもの。個人データ保護機関はCNIL（Commission Nationale de l'informatique et des Libertés）。

※イタリアは、GDPR第58条第2項(i)に基づく制裁金の措置件数。個人データ保護機関はGPDP（Garante per la protezione dei dati personali）。

※英国は、制裁金通告の件数。2021年以降分に限り措置件数が公表されている。個人データ保護機関はICO（Information Commissioner's Office）。

米国・EUのいずれにおいても、個人情報の取扱いに関連して、一定の場合に、団体訴訟制度を利用して差止めや損害賠償を請求することができる。

国・地域	米国	EU
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedure) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の集団的利益の保護のための代表訴訟指令 (Directive 2020/1828/EU)
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>集団</u> (class) の<u>構成員が多数</u>であり、全員の併合が現実的でないこと等の一定の要件を充足する場合には、<u>クラス・アクション</u>が許容される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表訴訟指令は、消費者の<u>集団的利益を害し、又は害するおそれ</u>のある、<u>GDPR</u>等の一定のEU法の規定に係る事業者の<u>違反に対する代表訴訟</u>に適用される。 ・加盟国により資格を与えられた<u>適格団体</u>は、加盟国の裁判所又は行政機関に対し、上記違反に対する<u>差止措置・救済措置</u>を求めて代表訴訟を提起することができる。